

遮断機の操作訓練を実施しました

～事前通行規制区間の通行止めの際にはご協力願います！～

平成24年6月22日(金)、本格的な降雨時期を前に事前通行規制区間において遮断機の操作訓練を実施しました。

1. 事前通行規制区間とは

「事前通行規制区間」とは、大雨による土砂崩れや落石の恐れがある箇所について、過去の記録などを元に基準を定め、災害が発生する前に「通行止め」を実施する区間です。新庄国道維持出張所管内では、下記区間で連続雨量150mmに達した場合「通行止め」を実施します。

- ①国道13号 金山町外沢～真室川町及位 4.2km (危険内容：落石等、地滑り、土石流等)
- ②国道47号 新庄市畑～戸沢村蔵岡 1.0km (危険内容：地滑り)
- ③国道47号 戸沢村猪鼻～戸沢村草薙 8.0km (危険内容：落石等、地滑り、冠水)

2. 操作訓練の様子

今回は職員・関連業者の約10人が訓練に参加し、通行止めを実施する際に使用する遮断機において実際に電動・手動での遮断棒の操作を行い、また表示板の切り替え方法の確認を行いました。



操作方法の説明・確認



手動操作による遮断棒の下げ操作



表示板の切り替え方法の確認



遮断機による通行止め

これからの季節、梅雨・台風・低気圧など大雨が降る可能性が高くなります。悪天候でも安心して利用出来る様に道路を管理しておりますが、やむを得ず国道の通行止めを実施する場合があります。ご協力をお願いします。

(お問い合わせ先)

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所
〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396